

2014年3月20日 全11頁

バーゼルⅢへの対応状況(2013年6月末時点)

モニタリング結果の公表(第5回) : 内部留保の積立でクリア可能か

金融調査部 研究員
鈴木利光

[要約]

- 2014年3月6日、バーゼル銀行監督委員会(BCBS)は、「バーゼルⅢモニタリングレポート」(2013年6月末時点)を公表している。
- 今回のモニタリングの対象となった銀行(金融機関)は、全部で227である。
- 普通株式等Tier1(GET1)比率に関しては、グループ1の98%が最低所要水準(4.5%)を、95%が最低所要水準と資本保全バッファの合計(7.0%)をクリアしている。同じくグループ2では、95%が最低所要水準(4.5%)を、88%が最低所要水準と資本保全バッファの合計(7.0%)をクリアしている。
- グループ1及びグループ2の銀行(金融機関)におけるリスク・アセット(自己資本比率計算における分母)は、バーゼルⅢを適用することにより、それぞれ(バーゼルⅡベースと比して)9.1%、7.1%の増加が見られている。グループ1における最大の変動要因はトレーディング勘定の見直し(バーゼル2.5)であり、リスク・アセットを3.6%増加させるという結果が出ている。
- レバレッジ比率に目を移すと、2013年6月の時点で、それまで増加し続けてきたエクスポージャー額(レバレッジ比率の分母)が減少しており、いわゆるデレバレッジの兆しが見られる。
- BCBSによると、最低所要水準と資本保全バッファの合計(8.5%)にG-SIBsサーチャージを上乗せしたTier1比率をクリアするための資本調達をしたとしても、モニタリング対象となった銀行(金融機関)の13.6%が、レバレッジ比率3%をクリアできないとされている。そのため、デレバレッジとまではいかなくとも、エクスポージャー額(レバレッジ比率の分母)の増加を抑制するというトレンドが次回のモニタリング(2013年末時点)まで継続する可能性も考えられる。
- なお、大手102の銀行(金融機関)においては、GET1の最低所要水準と資本保全バッファの合計(7.0%)に対する資本不足額が、前回から50%も減少している。

[目次]

■ 1. はじめに	2
■ 2. モニタリング対象	2
■ 3. 規制資本へのインパクト	3
■ 4. リスク・アセットの変動要因	7
■ 5. レバレッジ比率	8
■ 6. 流動性規制	10
■ 7. おわりに	11

1. はじめに

2014年3月6日、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は、「バーゼルⅢモニタリングレポート」を公表している¹。

このモニタリングは、12月末及び6月末（わが国の場合は9月末及び3月末）を基準日として、半年ごとに実施されることになっている。今回は、4回目である「バーゼルⅢモニタリングレポート」（2013年9月25日公表）²に続き、5回目のモニタリングの結果（2013年6月末時点）の公表となる。

本稿では、今回のモニタリングの結果を簡潔に紹介する。

なお、これまでのモニタリングと同様に、今回のモニタリングでも、バーゼルⅢに係る段階適用の経過措置、グランドファザリングは考慮されていない点に留意されたい。また、グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs）に対する資本サーチャージ³が考慮されている点も、これまでのモニタリングと同様である。

もっとも、今回のモニタリングでは、これまでのモニタリングとは異なり、中央清算機関（CCP）向けエクスポージャーに対する資本賦課⁴の適用がもたらす影響についての情報提供が初めて求められている。

2. モニタリング対象

今回のモニタリングの対象となった銀行（金融機関）は、全部で227である。

¹ BCBS ウェブサイト参照 (<http://www.bis.org/press/p140306.htm>)

² 4回目のモニタリングの結果の概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「バーゼルⅢへの対応状況（2012年末時点）」（鈴木利光）[2013年10月7日]
(http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20131007_007766.html)

³ G-SIBsに対する資本サーチャージの概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「システム上重要な銀行に対する上乗せ資本規制の概要」（金本悠希）[2011年11月9日]

⁴ CCP向けエクスポージャーに対する資本賦課の概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「CCP向けエクスポージャーの資本賦課」（鈴木利光）[2012年12月19日]
(http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20121219_006609.html)

その内訳は、グループ 1 (Tier1 資本 30 億ユーロ超の国際的に活動する銀行 (金融機関)) が 102、グループ 2 (その他すべての銀行 (金融機関)) が 125 である。

227 の銀行 (金融機関) を法域で分類した場合、図表 1 のようになる。

図表 1 モニタリング対象 (規模及び法域別)

法域	グループ1	グループ 2
アルゼンチン	0	3
オーストラリア	4	1
ベルギー	1	2
ブラジル	2	0
カナダ	6	2
中国	6	0
フランス	5	5
ドイツ	8	38
香港	0	7
インド	5	5
インドネシア	0	2
イタリア	2	11
日本	14	4
韓国	5	3
ルクセンブルク	0	1
メキシコ	0	7
オランダ	3	16
ロシア	0	1
サウジアラビア	3	0
シンガポール	3	0
南アフリカ	3	3
スペイン	2	4
スウェーデン	4	0
スイス	2	5
トルコ	6	0
英国	5	5
米国	13	0
計	102	125

(出所) 「バーゼルⅢモニタリングレポート」 Table A.1 より大和総研金融調査部制度調査課作成

3. 規制資本へのインパクト

(1) 資本水準

バーゼルⅢでは、普通株式等 Tier1 (CET1) 比率、Tier1 比率、総自己資本比率の水準が図表 2 のように定められている。

図表 2 バーゼルⅢが定める資本水準

	最低所要水準	最低所要水準 + 資本保全バッファ
CET1比率	4.5%	7.0%
Tier1比率	6.0%	8.5%
総自己資本比率	8.0%	10.5%

(出所) 「バーゼルⅢモニタリングレポート」 Table 1 より大和総研金融調査部制度調査課作成

グループ 1 及びグループ 2 の銀行（金融機関）における CET1 比率、Tier1 比率、総自己資本比率の平均水準は、図表 3 のとおりである。

図表 3 資本水準（平均）

	グループ1						グループ2		
	全体			G-SIBs			CET1比率	Tier1比率	総自己資本比率
	CET1比率	Tier1比率	総自己資本比率	CET1比率	Tier1比率	総自己資本比率			
2011年6月	7.1%	7.4%	8.6%	6.4%	6.7%	8.0%	8.8%	9.1%	11.1%
2011年12月	7.7%	8.0%	9.2%	7.0%	7.3%	8.6%	8.7%	9.1%	11.0%
2012年6月	8.6%	8.8%	9.9%	7.9%	8.3%	9.5%	9.0%	9.5%	11.3%
2012年12月	9.2%	9.5%	10.6%	8.6%	8.9%	10.2%	8.8%	9.2%	11.1%
2013年6月	9.5%	9.7%	11.1%	9.1%	9.4%	10.9%	9.5%	9.9%	11.7%

(注) 図表 3 では、原則として、Table A.5 の数値を採用している。もっとも、グループ 1 の 2013 年 6 月の Tier1 比率、グループ 2 の 2013 年 6 月の CET1 比率・Tier1 比率・総自己資本比率の数値は、Table 1 と Table A.5 との間に相違がある。これは、Table 1 はすべてのモニタリング対象の銀行（金融機関）の資本水準の平均であるのに対し、Table A.5 は 2011 年 6 月から 2013 年 6 月までの間継続的にモニタリングに情報を提供してきた銀行（金融機関）（グループ 1 が 97、そのうち G-SIBs が 29、グループ 2 が 102）の資本水準の平均であることに起因する。そこで、2013 年 6 月の資本水準（平均）に限り、Table 1 の数値を採用している。

(出所) 「バーゼルⅢモニタリングレポート」 Table 1 及び Table A.5 より大和総研金融調査部制度調査課作成

CET1 比率に関しては、グループ 1 の 98%が最低所要水準（4.5%）を、95%が最低所要水準と資本保全バッファの合計（7.0%）をクリアしている。

同じくグループ 2 では、95%が最低所要水準（4.5%）を、88%が最低所要水準と資本保全バッファの合計（7.0%）をクリアしている。

(2) 規制資本の内訳

グループ 1 及びグループ 2 の銀行（金融機関）における、バーゼルⅢベースの規制資本（CET1、その他 Tier1、Tier2）の内訳は、図表 4 のとおりである。

図表 4 規制資本の内訳

	グループ1						グループ2		
	全体			G-SIBs			CET1	その他Tier1	Tier2
	CET1	その他Tier1	Tier2	CET1	その他Tier1	Tier2			
2011年6月	82.6%	3.1%	14.2%	79.5%	4.5%	16.0%	79.1%	2.7%	18.2%
2011年12月	83.7%	2.8%	13.5%	81.0%	3.8%	15.1%	79.5%	3.1%	17.4%
2012年6月	86.1%	2.4%	11.5%	83.9%	3.2%	12.9%	79.9%	4.2%	15.9%
2012年12月	86.7%	2.1%	11.2%	84.7%	2.7%	12.7%	79.4%	3.3%	17.3%
2013年6月	85.9%	2.1%	12.0%	84.0%	2.6%	13.4%	80.7%	3.5%	15.8%

(出所) 「バーゼルⅢモニタリングレポート」 Table A.11 より大和総研金融調査部制度調査課作成

また、バーゼルⅢベースの規制資本のうち、CET1の基礎項目（プラス項目）の内訳は、図表5のとおりである。

図表 5 CET1の基礎項目の内訳

CET1の基礎項目	グループ1			グループ2		
	2012年6月	2012年12月	2013年6月	2012年6月	2012年12月	2013年6月
払込資本	46.7%	45.7%	44.1%	42.2%	42.9%	44.1%
内部留保	50.3%	50.4%	52.6%	51.0%	49.4%	47.4%
その他の包括利益累計額	2.2%	3.0%	2.3%	5.2%	5.1%	6.3%
CET1に係る調整後少数株主持分	0.8%	0.9%	0.9%	1.7%	2.5%	2.2%
計	100%	100%	100%	100%	100%	100%

(出所) 「バーゼルⅢモニタリングレポート」本文等より大和総研金融調査部制度調査課作成

(3) 資本不足額

グループ1及びグループ2の銀行（金融機関）における、バーゼルⅢの資本水準に対する資本不足額の合計は、図表6のとおりである。

図表 6 資本不足額

(単位) 10億ユーロ

	グループ1											
	全体						G-SIBs					
	最低所要水準			最低所要水準 +資本保全バッファ +G-SIBsサーチャージ			最低所要水準			最低所要水準 +資本保全バッファ +G-SIBsサーチャージ		
	CET1比率	Tier1比率	総自己資本比率	CET1比率	Tier1比率	総自己資本比率	CET1比率	Tier1比率	総自己資本比率	CET1比率	Tier1比率	総自己資本比率
2011年6月	38.8	66.6	119.3	485.6	221.4	223.2	31.7	52.9	93.1	431.8	166.4	159.9
2011年12月	11.9	32.5	107.7	384.1	226.3	232.0	7.6	22.6	86.3	346.1	175.5	163.0
2012年6月	3.7	16.2	61.8	197.9	197.0	224.0	0.1	11.2	50.4	176.8	163.3	156.9
2012年12月	2.2	10.2	45.7	115.0	154.8	171.3	0.0	5.9	36.5	102.3	132.1	116.1
2013年6月	3.3	6.9	18.6	57.5	104.5	143.8	0.0	1.8	13.0	44.3	88.6	98.4
	グループ2											
	最低所要水準			最低所要水準 +資本保全バッファ								
	CET1比率	Tier1比率	総自己資本比率	CET1比率	Tier1比率	総自己資本比率						
2011年6月	8.6	7.3	5.5	32.4	16.6	11.6						
2011年12月	7.6	2.1	4.1	21.7	11.9	8.6						
2012年6月	4.8	1.6	5.0	16.0	7.3	12.0						
2012年12月	11.4	2.3	8.7	25.6	11.5	14.6						
2013年6月	12.4	3.0	8.4	27.7	7.5	12.3						

(出所) 「バーゼルⅢモニタリングレポート」 Table 1、Table A.6、Table A.7 より大和総研金融調査部制度調査課作成

モニタリングの結果によると、暫定 G-SIBs⁵29 行のうち 21 行はすでに、最低所要水準と資本保全バッファの合計 (7.0%) に G-SIBs サーチャージを上乗せした CET1 比率をクリアしている。

また、6 行の暫定 G-SIBs は、最低所要水準と資本保全バッファを合計した CET1 比率 (7.0%) をクリアしているが、G-SIBs サーチャージの上乗せをクリアできていない。

したがって、残りの 2 行の暫定 G-SIBs は、最低所要水準と資本保全バッファを合計した CET1 比率 (7.0%) をクリアできていないということになる。

(4) CET1 に係る調整項目

グループ 1 及びグループ 2 の銀行 (金融機関) における、バーゼルⅢベースの CET1 は、調整項目 (マイナス項目) の控除により、それぞれ (控除前と比して) 23.9%、22.8% の縮小がなされている。

CET1 の調整項目の内訳は、図表 7 のとおりである。

図表 7 CET1 の調整項目の内訳

(サンプル数)	グループ1			グループ2		
	(100)	(100)	(101)	(105)	(116)	(119)
CET1の調整項目	2012年6月	2012年12月	2013年6月	2012年6月	2012年12月	2013年6月
のれん	-13.5%	-12.4%	-12.0%	-7.0%	-6.8%	-5.9%
無形固定資産 (のれん・MSR (※1) を除く)	-3.3%	-3.1%	-2.9%	-2.2%	-2.3%	-2.1%
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く)	-2.5%	-2.6%	-2.6%	-0.6%	-1.9%	-2.3%
他の金融機関等 (※2) の普通株式 (※3)	-1.7%	-2.3%	-2.3%	-4.7%	-5.3%	-5.4%
一時差異に基づく繰延税金資産	-1.1%	-1.2%	-1.0%	-1.3%	-3.0%	-2.7%
特定項目 (※4) に係る15%基準超過額	-1.3%	-1.1%	-0.9%	-1.3%	-1.6%	-1.5%
その他 (※5)	-3.3%	-2.8%	-2.1%	-3.0%	-3.0%	-2.9%
計	-26.8%	-25.5%	-23.9%	-20.1%	-23.9%	-22.8%

(※1) モーゲージ・サービシング・ライツの略。「回収サービス権」(将来のキャッシュの流入の管理・回収業務に係る権利。「金融商品会計に関する実務指針」第 36 項参照) のうち、住宅ローンに係るものをいう。

(※2) 「他の金融機関等」とは、概ね、連結対象外の銀行 (金融機関)、証券会社および保険会社をいう。

(※3) ここでいう「他の金融機関等の普通株式」とは、意図的に保有している他の金融機関等の普通株式 (資本かさ上げ目的の持合) の全額、少数出資金融機関 (議決権割合が 10% 以下の他の金融機関等) および議決権割合が 10% を超える他の金融機関等の普通株式のうち銀行 (金融機関) の CET1 の 10% を超える部分に相当する額をいう。

(※4) 「特定項目」とは、概ね、議決権割合が 10% を超える他の金融機関等の普通株式、MSR、そして一時差異に基づく繰延税金資産の 3 項目をいう。

(※5) 「その他」には、自己保有普通株式、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を超過する場合における当該超過額 (内部格付手法採用行)、繰延ヘッジ損益、負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額、前払年金費用 (退職給付に係る資産)、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額、モーゲージ・サービシング・ライツ、その他 Tier1 資本不足額が含まれる。

(出所) 「バーゼルⅢモニタリングレポート」Table A.12 等より大和総研金融調査部制度調査課作成

⁵ (2012 年末のデータに基づく) 暫定 G-SIBs 29 行とそれらに対する資本サーチャージ (1.0%~2.5%) については、以下の金融安定理事会 (FSB) ウェブサイトを参照されたい。

(http://www.financialstabilityboard.org/publications/r_131111.pdf)

4. リスク・アセットの変動要因

グループ1及びグループ2の銀行（金融機関）におけるリスク・アセット（自己資本比率計算における分母）は、バーゼルⅢを適用することにより、それぞれ（バーゼルⅡベースと比して）9.1%、7.1%の増加が見られている。

リスク・アセットの変動要因の内訳は、図表8のとおりである。

図表8 リスク・アセットの変動要因

(サンプル数)		グループ1			グループ2		
		(100)	(100)	(101)	(105)	(116)	(119)
リスク・アセットの変動要因		2012年6月	2012年12月	2013年6月	2012年6月	2012年12月	2013年6月
資本の定義	証券化エクスポージャー（※1）	+3.5%	+2.5%	+1.2%	+2.7%	+3.4%	+3.7%
	特定項目のうち調整項目に算入されない部分（※2）	+2.8%	+2.9%	+3.0%	+2.0%	+1.9%	+2.1%
	その他	-1.6%	-1.5%	-2.5%	-0.1%	-0.1%	-0.5%
信用評価調整（CVA）		+5.5%	+4.5%	+2.6%	+2.4%	+1.6%	+1.2%
カウンターパーティ・リスク（※3）		+1.2%	+1.5%	+1.1%	+0.6%	+0.3%	+0.2%
トレーディング勘定（※4）		+4.7%	+4.2%	+3.6%	+0.7%	+0.3%	+0.4%
計		+16.1%	+14.1%	+9.1%	+8.4%	+7.4%	+7.1%

（※1）低格付け若しくは無格付けの証券化エクスポージャーは、バーゼルⅡでは「50:50控除」（Tier1資本から50%、Tier2資本から50%控除）とされていたが、バーゼルⅢでは1250%のリスク・ウェイトが課されることになっている。なお、BCBSによる説明では言及されていないが、バーゼル2.5により、再証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの引き上げも行われている⁶。

（※2）バーゼルⅢでは、特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、250%のリスク・ウェイトが課されることになっている。

（※3）バーゼルⅢでは、内部格付手法の採用行について、資産規模1,000億ドル以上の銀行・証券会社・保険会社等や、金融業を営む者のうちバーゼル規制のような健全性規制が課されていない者（規模は問わない）がカウンターパーティとなる場合、当該エクスポージャーの資産相関係数を1.25倍するという見直しがされている⁷。

（※4）バーゼル2.5により、トレーディング勘定においては、デフォルト・リスクおよび格付遷移リスクの導入、ストレスVaRの加算、証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの引き上げ等の見直しがされている。

（出所）「バーゼルⅢモニタリングレポート」Table A.13等より大和総研金融調査部制度調査課作成

また、信用評価調整（CVA）の導入により受ける影響について回答したグループ1（94行）及びグループ2（82行）の銀行（金融機関）におけるリスク・アセットは、それぞれ（バーゼルⅡベースと比して）2.6%、1.7%の増加が見られている⁸。

CVA導入によるリスク・アセットの変動のモデル別の内訳は、図表9のとおりである。

⁶ バーゼル2.5の概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「バーゼル2.5 ー市場リスク対応のための資本が増加」（金本悠希）[2012年1月13日]

◆ 「『バーゼル2.5』による銀行の情報開示拡充の概要」（金本悠希）[2012年2月1日]

⁷ バーゼルⅢにおける資産相関係数の見直しの概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「バーゼルⅢ告示④ リスク捕捉の強化」（金本悠希）[2012年5月24日]

(<http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/12052401financial.html>)

⁸ CVAの概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「バーゼルⅢ告示④ リスク捕捉の強化」（金本悠希）[2012年5月24日]

(<http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/12052401financial.html>)

図表9 CVA導入によるリスク・アセットの変動の内訳（モデル別）

(サンプル数)	グループ1			グループ2			
	(85)	(86)	(94)	(74)	(80)	(82)	
	2012年6月	2012年12月	2013年6月	2012年6月	2012年12月	2013年6月	
信用リスク・アセット (credit RWA)	+8.4%	+6.9%	+3.2%	+3.7%	+2.4%	+1.9%	
モデル内訳	標準的リスク測定方式	+4.9%	+4.4%	+1.8%	+3.7%	+2.4%	+1.9%
	先進的リスク測定方式	+3.5%	+2.5%	+1.4%	0.0%	0.0%	-0.0%
総リスク・アセット (total RWA) (※)	+6.9%	+5.7%	+2.6%	+3.2%	+2.2%	+1.7%	
モデル内訳	標準的リスク測定方式	+4.0%	+3.6%	+1.5%	+3.2%	+2.2%	+1.7%
	先進的リスク測定方式	+2.9%	+2.1%	+1.2%	0.0%	0.0%	-0.0%

(※) 総リスク・アセット=信用リスク・アセット+マーケット・リスク×12.5+オペレーショナル・リスク×12.5

(出所) 「バーゼルⅢモニタリングレポート」Table A.16 等より大和総研金融調査部制度調査課作成

5. レバレッジ比率

バーゼルⅢは、レバレッジ比率（資本／総資産）⁹を「3%以上」（Tier1 ベース）としている。

今回のモニタリングでは、BCBS が 2014 年 1 月 12 日に公表したレバレッジ比率の改訂版¹⁰による変更が部分的に反映されている¹¹。

グループ1及びグループ2の銀行（金融機関）におけるレバレッジ比率の平均は、図表10のとおりである。

図表10 レバレッジ比率（平均）

	グループ1		グループ2
	全体	G-SIBs	
2011年6月	3.4%	3.1%	4.3%
2011年12月	3.5%	3.2%	4.2%
2012年6月	3.7%	3.4%	4.3%
2012年12月	3.7%	3.4%	4.2%
2013年6月	4.0%	3.7%	4.6%

(注) 図表10では、原則として、Table A.18の数値を採用している。もっとも、グループ2の2013年6月の数値は、「バーゼルⅢモニタリングレポート」の本文とTable A.18との間に相違がある。これは、本文はすべてのモニタリング対象の銀行（金融機関）のレバレッジ比率の平均であるのに対し、Table A.18は2011年6月から2013年6月までの間継続的にモニタリングに情報を提供してきた銀行（金融機関）（グループ1が97、そのうちG-SIBsが29、グループ2が102）のレバレッジ比率の平均であることに起因する。そこで、2013年6月のレバレッジ比率（平均）に限り、本文の

⁹ ここでいう「レバレッジ比率」と、一般的によく用いられている「レバレッジ」は、相互に逆の方法で算出される。たとえば、「レバレッジ比率3% (=3/100) 以上」は、「レバレッジ33倍 (=100/3) 以下」と言い換えることが可能である。

¹⁰ レバレッジ比率の改訂版の概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「バーゼル委、レバレッジ比率の要件緩和」（鈴木利光）[2014年2月26日]

(http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20140226_008262.html)

¹¹ あくまでも改訂版の部分的な反映であり、とりわけ、一定の要件を満たすレポ取引等の証券金融取引（SFT）においてネットィングを許容する旨、クレジット・デリバティブについて最大損失額（maximum potential loss）を実質的な想定元本の上限とする旨、そしてCCP向けエクスポージャーについて適格CCPのデフォルトに伴う損失の補填を顧客に対して保証していない場合はエクスポージャー額（分母）への算入を不要とする旨の改訂が反映されていない。なお、これらの改訂はすべてレバレッジ比率のエクスポージャー額（分母）を減額するものであることから、今回のモニタリングで公表されたレバレッジ比率の数値は、実際のそれと比較して分母が大きい保守的なものとなっている。

数値を採用している。

(出所) 「バーゼルⅢモニタリングレポート」本文及び Table A.18 より大和総研金融調査部制度調査課作成

モニタリングの結果によると、モニタリング対象となった銀行（金融機関）のうち44行がレバレッジ比率3%をクリアできていない¹²。その内訳は、グループ1が19行、グループ2が25行である。

ここで、参考として、レバレッジ比率の分子（Tier1 資本）と分母（エクスポージャー額）、そして自己資本比率の分母（リスク・アセット）の推移を示すと、図表11のとおりである。

図表11 Tier1 資本、リスク・アセット、エクスポージャー額の推移

2011年6月=100

	グループ1			グループ2		
	Tier1資本 (レバレッジ 比率の分子)	リスク・アセット (自己資本比率の 分母)	エクスポージャー額 (レバレッジ比率の 分母)	Tier1資本 (レバレッジ 比率の分子)	リスク・アセット (自己資本比率の 分母)	エクスポージャー額 (レバレッジ比率の 分母)
2011年6月	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
2011年12月	105.4	98.7	102.7	102.9	103.8	104.6
2012年6月	114.3	97.1	106.1	108.8	104.9	107.6
2012年12月	120.4	94.9	110.4	108.2	108.1	110.5
2013年6月	126.2	96.5	108.2	113.0	108.0	106.5

(出所) 「バーゼルⅢモニタリングレポート」 Table A.19 より大和総研金融調査部制度調査課作成

図表11からわかるとおり、2013年6月の時点で、それまで増加し続けてきたエクスポージャー額（レバレッジ比率の分母）が減少しており、いわゆるデレバレッジの兆しが見られる。

BCBSによると、最低所要水準と資本保全バッファの合計（8.5%）にG-SIBsサーチャージを上乗せしたTier1比率をクリアするための資本調達をしたとしても、モニタリング対象となった銀行（金融機関）の13.6%が、レバレッジ比率3%をクリアできないとされている（図表12）。そのため、デレバレッジとまではいかなくとも、エクスポージャー額（レバレッジ比率の分母）の増加を抑制するというトレンドが次回のモニタリング（2013年末時点）まで継続する可能性も考えられる。

図表12 レバレッジ比率とTier1比率（8.5%+G-SIBsサーチャージ）の関係

		Tier1比率 (8.5%+G-SIBsサー チャージ) をクリアしていない?		計	Tier1比率 (8.5%+G-SIBsサー チャージ) をクリアした後の計
		Yes	No		
レバレッジ比率3%を クリアしていない?	Yes	11.4%	8.6%	20.0%	13.6%
	No	11.8%	68.2%	80.0%	86.4%
計		23.2%	76.8%	100.0%	100.0%

¹² 前回のモニタリングでは、レバレッジ比率3%をクリアできていない銀行（金融機関）はモニタリング対象のうち51行であった。

(出所) 「バーゼルⅢモニタリングレポート」Table 3 より大和総研金融調査部制度調査課作成

6. 流動性規制

(1) 流動性カバレッジ比率 (LCR)

バーゼルⅢは、流動性カバレッジ比率 (LCR) (適格流動資産/30日間のストレス期間に必要なとなる流動性) を「100%以上」としている (2015年から2019年にかけて段階的に実施)¹³。

グループ1及びグループ2の銀行(金融機関)におけるLCRの平均は、図表13のとおりである。

図表13 LCR (平均)

(サンプル数)	グループ1	(サンプル数)	グループ2
2012年12月 (101)	119%	2012年12月 (121)	126%
2013年6月 (102)	114%	2013年6月 (124)	132%

(出所) 「バーゼルⅢモニタリングレポート」本文より大和総研金融調査部制度調査課作成

モニタリングの結果によると、モニタリング対象となった銀行(金融機関)の72%(約163行)がすでに「LCR100%以上」をクリアしている¹⁴。言い換えると、28%(約63行)がこれをクリアできていないということになる。

(2) 安定調達比率 (NSFR)

バーゼルⅢは、安定調達比率 (NSFR) (利用可能な安定調達額(資本+預金・市場性調達の一部) / 所要安定調達額(資産×流動性等に応じたヘアカット)) を「100%以上」としている(導入は2018年から)。

今回のモニタリング結果では、過去2回のケースと異なり、NSFRに関する対応状況は報告されていない。

というのは、BCBSは、2014年1月12日に、NSFRの見直しに係る市中協議文書を公表しており¹⁵、2013年6月末を基準日とする今回のモニタリングではこの市中協議文書に基づくデータを入手することができないためである(次回のモニタリングより結果報告を再開)。

¹³ LCRの概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「流動性カバレッジ比率(バーゼルⅢ)」(鈴木利光)[2013年3月18日]
(http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130318_006942.html)

¹⁴ 前回のモニタリングでは、「LCR100%以上」をクリアしている銀行(金融機関)はモニタリング対象の68%(約151行)であった。

¹⁵ NSFRの市中協議文書の概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「バーゼル委、安定調達比率のルール制定へ」(鈴木利光)[2014年2月27日]
(http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20140227_008266.html)

7. おわりに

以上が、BCBSによる「バーゼルⅢモニタリングレポート」の概要である。

グループ1の銀行（金融機関）においては、CET1の最低所要水準と資本保全バッファの合計（7.0%）¹⁶に対する資本不足額が、前回から50%も減少している（図表6参照）¹⁷。

前回のモニタリング結果に引き続き、今回のモニタリング結果からも、銀行（金融機関）は、主として現状のペースで内部留保を積み立てていくことにより、2019年の完全実施までに、CET1比率7.0%（最低所要水準と資本保全バッファの合計）、ひいては総自己資本比率10.5%（最低所要水準と資本保全バッファの合計）に対する資本不足額の大部分を補うことが可能となりそうなことが窺われる。

というのは、グループ1及びグループ2の銀行（金融機関）の双方において、CET1が規制資本の8割超を占めているところ（図表4参照）、そのCET1の5割前後を内部留保が占めているためである（図表5参照）。

なお、前回のモニタリングからは改善しているとはいえ、レバレッジ比率とLCRの達成度は依然として低いといえる（モニタリング対象となった銀行（金融機関）のうち、44行がレバレッジ比率を、約63行がLCRをクリアできていない）。ただし、レバレッジ比率については、2014年1月に公表された最終報告に基づく基準の緩和が完全には反映されておらず、本来よりも保守的な数値になっている点に留意されたい。

以上

¹⁶ 暫定G-SIBs28行においては、最低所要水準と資本保全バッファの合計（7.0%）にG-SIBsサーチャージを上乗せしたCET1比率を指す。

¹⁷ もっとも、グループ1の銀行（金融機関）においては、CET1の最低所要水準（4.5%）に対する資本不足額が、前回から48%も増加している。これは、一行の銀行における資本不足額の増加に起因することとされている。また、グループ2においても、CET1の最低所要水準と資本保全バッファの合計（7.0%）に対する資本不足額が、前回から8.2%増加している。これについても、少数の銀行における資本不足額の増加に起因することとされている。